

照明器具－第 2-14 部：管形冷陰極放電ランプ (ネオン管を含む) 用照明器具及び類似器具に 関する安全性要求事項

正 誤 票

区分	位置	誤	正														
本体	14.1	この規格は、1 000 V 以下…，及び我が国の配線規定を適用する電気照明システムに現場で組み込まれる…しない。	この規格は、1 000 V 以下…，及び我が国の配線規定を適用する電気照明システムとして現場で組み立てる…しない。														
	14.4.11	1 000 V を超え 10 000 V 以下の無負荷電圧で動作する，…（あらかじめ組み立てられた製品）。	1 000 V を超え 15 000 V 以下の無負荷電圧で動作する，…（あらかじめ組み立てられた製品）。														
附属書 JA	(I) JIS の規定及び (III) 国際規格の規定の 14.1 欄	誤															
		<table><tr><td colspan="2">(I) JIS の規定</td><td colspan="2">(III) 国際規格の規定</td></tr><tr><td>箇条番号及び題名</td><td>内容</td><td>箇条番号</td><td>内容</td></tr><tr><td>14.1</td><td>適用範囲</td><td>14.1</td><td>JIS とほぼ同じ</td></tr></table>		(I) JIS の規定		(III) 国際規格の規定		箇条番号及び題名	内容	箇条番号	内容	14.1	適用範囲	14.1	JIS とほぼ同じ		
		(I) JIS の規定		(III) 国際規格の規定													
		箇条番号及び題名	内容	箇条番号	内容												
14.1	適用範囲	14.1	JIS とほぼ同じ														
正																	
<table><tr><td colspan="2">(I) JIS の規定</td><td colspan="2">(III) 国際規格の規定</td></tr><tr><td>箇条番号及び題名</td><td>内容</td><td>箇条番号</td><td>内容</td></tr><tr><td>14.1</td><td>適用範囲</td><td>14.1</td><td>JIS とほぼ同じ</td></tr><tr><td>14.4.11</td><td>発光放電管照明器具</td><td>14.4.11</td><td></td></tr></table>		(I) JIS の規定		(III) 国際規格の規定		箇条番号及び題名	内容	箇条番号	内容	14.1	適用範囲	14.1	JIS とほぼ同じ	14.4.11	発光放電管照明器具	14.4.11	
(I) JIS の規定		(III) 国際規格の規定															
箇条番号及び題名	内容	箇条番号	内容														
14.1	適用範囲	14.1	JIS とほぼ同じ														
14.4.11	発光放電管照明器具	14.4.11															

平成 25 年 5 月 1 日作成